

改正後	改正前
<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労務供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス））第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号口及び第三十一条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。</p> <p>26（略）</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労務供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ二第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス））第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号口及び第三十一条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。</p> <p>26（略）</p>

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第十六条 第十四条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員及び船員雇用促進センターは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び同法に基づいて発する命令の規定の適用については、それぞれ、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用される者(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)(第十一条第一項に規定する労務供給船員(以下「労務供給船員」という。)(を除く。)(」と、「以下単に「船舶」という。)(」とあるのは「以下単に「船舶」という。)(又は労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所若しくは事務所」と、同法第二十四条の二中「船員保険法」とあるのは「船員保険法(特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)(」と、同法附則第七条の三第一項第三号中「船舶」とあるのは「船舶(労務供給船員にあつては、当該労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所又は事務所)」とする。

2・3 (略)

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第十六条 第十四条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員及び船員雇用促進センターは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び同法に基づいて発する命令の規定の適用については、それぞれ、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用される者(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)(第十一条第一項に規定する労務供給船員(以下「労務供給船員」という。)(を除く。)(」と、「以下単に「船舶」という。)(」とあるのは「以下単に「船舶」という。)(又は労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所若しくは事務所」と、同法第二十四条の二中「船員保険法」とあるのは「船員保険法(特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)(」と、同法附則第八条第二項中「船舶」とあるのは「船舶(労務供給船員にあつては、当該労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所又は事務所)」とする。

2・3 (略)